

【環境衛生部】

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	1	<p>【ごみステーションの入れ口が道路向き危険】 明野柳町内会</p> <p>明野南二条通り、三条通りのバス通りにあるごみステーション(箱型)の入れ口が、車道向きに設置してあるのでごみ袋を入れるときに車道に身体を乗り出すため、車との事故にもなりかねない危険性がある。明野南二条通り9か所、三条通り4か所程ある。冬場は、特に滑って危険なので、歩道側に入れ口を向けていただきたい。回収業者さんには、ご苦労をお掛けすると思いますがよろしくお願ひいたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 箱型のごみステーションは、道路状況などを考慮し、町内会や利用される方々と協議しながら適宜設置をしております。 御要望いただきました明野南二条通り、三条通りのごみステーション(13か所)につきましては、現地を確認し、これまでに11か所のステーションについて、向きを変えるなどの改善を行いました。今後ごみステーションについてお気付きのことやお困りのことがございましたら、ゼロごみ推進課(55-4077)まで御連絡をお願いします。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 残りの2か所につきましては、<u>地域住民との協議のうえ現状の位置で対応することとしました。</u></p>	A	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	2	<p>【柳町4丁目アパートごみステーション周囲の環境悪化】 明野柳町内会</p> <p>柳町4丁目6番地のアパートERST PHASE I～IV棟において、3か所のごみステーションの管理が悪いと苦情がある。ごみ箱裏に多くの燃えないごみが捨てられていたり相変わらずごみが散乱している。ゼロごみ推進課から管理会社に指導してもらっているがあまり改善されていない。ごみ箱の老朽化も進んでいるため更新も含めて再度の指導をお願いしたい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 共同住宅のごみステーションについては、特に排出状況の悪い所や、不衛生な状態が続いている所の管理会者に対し、適正に管理するよう指導を行っております。 御指摘の共同住宅につきましても、ごみステーションの適正管理について、これまでも何度か指導を行っておりますが、8月4日に改めてごみ箱の更新と周辺の清掃について要請しております。 なお、管理会社からは9月中には新しいごみ箱に交換すると伺っており、管理会者と市でごみ箱の設置場所について現地確認を行ったところあります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>令和2年9月上旬に、ごみ箱周辺のごみ処理と、ごみ箱の交換を行ったと報告をいただきました。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
					A	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	3	<p>【ごみ不適正排出ステーションへの対策について】 新開明野元町町内会</p> <p>ごみの不適正排出は、共同住宅周辺ステーションで多く見受けられ、周辺住民から町内会への苦情も多く苦慮しています。その所は、市の強力なリーダーシップを期待するところですが、残念ながら一向にごみ排出改善が見られず、町内会役員と近所の住民が清掃するという悪循環が続いています。「苫小牧市共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」からオーナーや管理会社に協力要請や指導をしていただくとともに、所有者に行政指導が可能な条例制定を強く要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 本市では、共同住宅のごみ排出マナーの向上を図ることを目的として、毎年「苫小牧市共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を開催しております。この協議会では、ごみ排出ルールの周知や不適正排出防止対策について情報交換を行っております。さらに、悪質なごみステーションについては、市と住宅管理者が立合いのもと違反ごみの開封調査を行い、排出者を特定して指導するなど、不適正排出防止の取組を行っております。</p> <p>しかし、入居者の排出マナーの改善はモラルの問題もあり難しいため、市でも苦慮しております。今後も粘り強い対応が必要と考えておりますので、排出状況の悪いステーションがございましたら、ゼロごみ推進課(55-4077)まで御連絡をお願いします。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>令和2年9月、ごみステーションに溜まっていた不適正なごみの処理を行っております。</u> <u>管理会社からは、今後不適正に出されたごみは、定期的に処理をしながら管理を行っていくと伺っております。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	4	<p>【施策終了後処分する大型ごみの扱いについて】 新開明野元町町内会</p> <p>町内会活動の一環として青翔中学校区児童生徒育成連絡協議会と連携し、毎年、交通安全標語を募集し「交通安全標語板」を交差点付近電柱に設置し通学時の交通安全注意喚起をしています。この施策は、一定期間終了後撤去し、翌年新しい「交通安全標語板」に交換します。そのため、古い看板を処分するため市清掃センターに持ち込んだところ受け入れを拒否されました。理由は個人の大型ごみに該当しないとのことでした。</p> <p>校区連と看板作成費を分担し、撤去後の処分です市清掃センターに受け入れを拒否されたことから、市として町内会活動等に伴う大型ごみの処分方法についての改善策の検討を要望します。</p>	<p>事業活動から出る「金属くず」は、産業廃棄物となります。町内会から出される看板については、鉄板と木製枠で構成されており、分別されれば50センチメートル未満の木材は、沼ノ端クリーンセンターで受入可能です。鉄板については産業廃棄物となるため、沼ノ端クリーンセンターでは受入れできませんのでよろしく願いいたします。</p>	A	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	4	<p>【施策終了後処分する大型ごみの扱いについて】 新開明野元町町内会</p> <p>町内会活動の一環として青翔中学校区児童生徒育成連絡協議会と連携し、毎年、交通安全標語を募集し「交通安全標語板」を交差点付近電柱に設置し通学時の交通安全注意喚起をしています。この施策は、一定期間終了後撤去し、翌年新しい「交通安全標語板」に交換します。そのため、古い看板を処分するため市清掃センターに持ち込んだところ受け入れを拒否されました。理由は個人の大型ごみに該当しないとのことでした。</p> <p>校区連と看板作成費を分担し、撤去後の処分です市清掃センターに受け入れを拒否されたことから、市として町内会活動等に伴う大型ごみの処分方法についての改善策の検討を要望します。</p>	<p>事業活動から出る「金属くず」は、産業廃棄物となります。町内会から出される看板については、鉄板と木製枠で構成されており、分別されれば50センチメートル未満の木材は、沼ノ端クリーンセンターで受入可能です。鉄板については産業廃棄物となるため、沼ノ端クリーンセンターでは受入れできませんのでよろしく願いいたします。</p>	C	環境衛生部 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	5	<p>【直接搬入ごみの一時集積場所の設置について】 川沿町町内会</p> <p>現在、ごみの直接搬入施設は沼ノ端クリーンセンターのみですが、苫小牧市は東西に長いこと西部に居住する市民が沼ノ端までごみを持ち込むには自動車でも片道40分以上かかる地域もあります。また、直接搬入の混雑状況によっては現地での待ち時間も発生することになり、移動時間と待ち時間に多くの時間を費やすこととなります。</p> <p>つきましては、ごみの直接搬入の利便性向上のため、市内西部の直接搬入ごみの一時集積場所を設置いただきたく要望いたします。</p>	<p>本市のごみ処理は、平成30年度以前は糸井清掃センターと沼ノ端クリーンセンターの二施設で処理しておりましたが、市民の皆様の御協力によりごみ量が大きく減少した結果、現在は沼ノ端のみで処理可能となりました。</p> <p>御要望の市西側の一時集積場所については、ごみ処理コストが大きく削減されたところであり、加えて新たな施設整備や管理体制を要するため、現時点では整備計画はございません。このため、西部地域にお住いの方がごみを持ち込む場合は、遠く沼ノ端まで運搬していただき、大変御不便をお掛けする形となっておりますが、御理解をお願いいたします。</p> <p>また、沼ノ端クリーンセンターへごみを持ち込む方は、昨今の断捨離ブームに加えて、コロナ禍で家の大掃除をする方が多く、大変増えております。特に3～4月の引越し時期や五月の連休、お盆休み、年末は大変混雑します。混雑対策については、これまでも作業員による交通整理など対応しておりますが、今後は市ホームページやSNS等を活用して、混雑状況や空いている時間帯を情報発信する等により市民の利便性向上に努めたいと考えております。</p>	C	環境衛生部 施設管理課 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	6	<p>【資源物回収の継続について】 山手町内会</p> <p>資源物回収団体として月1回戸別収集方式で回収事業者にお願ひし回収を行ってきましたが、当町内会からの収集量の減少、収集方法の効率の悪さ、事業者側の人員不足、価格の低迷、などの不採算要素が主原因で、今後回収の継続が困難な状況にあると事業者より通知ありました。現在、事業者と協議中ですが行政サイドから多種多様なバックアップをお願ひし、次年度以降も継続できるよう事業者・回収団体両者に支援と指導をいただきたい。当町内会のみならず今後全市的な状況も想像されますので。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 集団回収奨励金制度は、リサイクルの推進を目的とし、市から町内会等の登録団体へ奨励金を支払うことで市民のリサイクル意識が高まり、資源物の回収量が増えるよう平成20年度から実施しております。 しかし、8月下旬に回収業者から市に相談があり、近年は資源物の買取価格の下落や業界の人手不足により、会社の経営は厳しい状況と伺いました。また、回収団体が増えた一方で新聞紙など資源物の回収量は減少しているため、一回当たりの回収効率が悪化しているとのことでした。 この話を受けてゼロごみ推進課としては、9月14日に貴町内会と回収業者、市の三者で協議し、9月24日には資源リサイクル協同組合と協議したところであります。 リサイクルを取り巻く社会情勢は厳しい状況ですが、集団回収は本市のリサイクル推進に寄与してきた重要な取組であると認識しており、今後も本制度を継続したいと考えております。 この問題の対策案として、資源物回収の集積や積込作業を各団体に手伝っていただく方法や、団体毎に複数回ある同一地区内の収集日を統合する方法などを考えております。しかし、何れの対策も町内会連合会をはじめとする関係者の皆様との合意形成が必須となりますので、来年度に向けて引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>苦小牧資源リサイクル協同組合との協議を進めてきた結果、今後も集団回収事業を継続するため、新規に登録を希望する団体に対して、既存の回収団体と回収回数調整などについて協議していただくよう、協力をお願ひすることとしております。</u> <u>このほか、現在、ごみステーションを利用して回収しておりますが、資源回収できる臨時的なステーションの設置など、引き続き協議してまいりたいと考えております。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
					B	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
			<p>(前ページより)</p> <p>こうした中で、事業者が戸別説明の際、数年後には、現在の採取現場よりも更に住宅地との境界に最も近い区域(住宅地から距離にして約十数メートルと思われる)での採取事業についても、慎重に計画中との話も出され、今まで以上に日常生活に対する大きな不安を抱え、中止を求める声も大きくなっております。</p> <p>また、事業者による住民への戸別説明した中で、数年以内には、「もえぎ町内会」側でも採取事業を行う計画中であることの話もありました。</p> <p>市の環境保全課等では、住民からの相談を受け、騒音測定などを行ったりしましたが、基準値を超えることはなく、また、防音のために塀を高く設置させるなどの指導を行ったと聞いております。</p> <p>同事業は許可を得て行っている事業であり、町内会としては、中止を求めることができる法的根拠を見出すことができないため、中止を求める住民への説明もできず、事業者に対し、住民の声を届け、事業者による対応を求めるにとどまっております。</p> <p>そこで、次の点について、市の担当部署の御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>1 一般住宅地に隣接する「市街化調整区域」での数年にわたる砂利採取事業等の適否について</p> <p>2 「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」第2条に定める周辺住民に対する採取計画の概要についての「周知」とは、「単に知らせる」ことなのか、「同意」・「了承」までを求めているのか</p> <p>3 事業者による地域住民への住民説明会の実施について</p> <p>4 事業に伴う「騒音」・「振動」・「砂塵飛散」の防止として、事業者が講じている以外にどのような方策があるのか</p> <p>5 市又は道による事業者への「騒音」等に対する行政指導等の有無及びその在り方について</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>4 本砂利採取場につきましては、これまでも地域住民から騒音や振動に関する相談を受けております。その都度北海道と協議し、内容を事業者に伝え、状況に応じた騒音・振動の防止措置が講じられています。今後も、地域住民から相談があった場合には、その状況に応じた有効な対策が講じられるよう関係者と協議し、事業者に対応を求めてまいります。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>5 砂利採取につきましては、北海道の認可案件となります。「北海道砂利採取計画の許可に関する条例」に基づき、知事が必要と認めた場合には、事業者は申請前に住民周知等の対応を行うことと規定されております。また、事業者から砂利採取の申請書が北海道に提出された際、市に対して事前協議の照会があります。</p> <p>市としましては、騒音・振動について慎重に対策の検討を行った上で着手すること。また、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は、誠意をもって対応すること。などの意見を付して対応しております。また、これまでも、騒音等に関して地域住民の方から市に御相談いただいております。その際市では、南側の住宅地境界付近に騒音・振動測定器を設置し、事業者には住宅地における環境基準値以下とするよう協力を求め、「作業方法などの改善」、「作業時間の変更」、「機械等の改善」、「防音壁の設置」などの対策について理解を得、対応してきております。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>6 砂利採取に伴う騒音等の相談窓口につきましては、砂利採取認可を所管している北海道が主となります。なお、苫小牧市の行政区域内の騒音に関する相談は、市環境保全課でもお受けいたします。対応につきましては、北海道と協議し進めてまいります。</p> <p>(環境保全課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
			<p>(前ページより)</p> <p>6 事業に伴う「騒音」等に対する相談窓口が「道」又は「市」のどちらになるのか</p> <p>7 住民が不安視している掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」についての市としての認識の有無及び現状確認</p> <p>8 本事業を行うに当たって、事業者が土地の所有者と交渉し、了承を得た上、事業計画を道に申請しているが、事業による騒音等を理由に地域住民が土地所有者に対し、了承等取り消しを求めることが可能なのかどうか</p> <p>9 事業所入口に掲げられている、次の標識の意味するところについて</p> <p>○苫小牧市自然環境保全条例 開発行為許可標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 着手 平成27年6月7日 完了 令和3年3月31日 ・開発行為種別 樹木の伐採及び伐根 	<p>(前ページより)</p> <p>7 本現場においては、表土掘削時や砂利採取後の埋戻し作業の際に、水位が上昇してしまう最小限の量だけ川に排水していますが、取水目的で地下水を大量に汲み上げていないことから、地下水位への影響はないものと考えております。なお、北海道の条例で災害の防止に関する規定がございますので、相談などがあった場合には北海道と協議を行い対応してまいります。 (環境保全課)</p> <p>8 認可権者の北海道から「土地所有者と地域住民の交渉に関しては、コメントする立場にない。」と伺っております。 市としましては、これまでの採取事業において騒音や振動の発生により、周辺住民からの苦情や意見が寄せられた経緯があり、周辺地域への環境影響や周辺住民に不安を与えないよう、今後におきましても事前の説明及び対策が確実に実行されることを、北海道に強く求めてまいります。 (道路維持課)</p> <p>9 苫小牧市自然環境保全条例は、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として制定された条例となっております。 当該標識につきましては、この条例に基づく開発行為の許可を市から受けていることを示すもので、樹木の伐採及び伐根等を伴う開発行為に対しては、緑地の保護や回復に必要な措置をとることを条件に許可しております。 (環境生活課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>E</p>	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
				<p>(前ページより)</p> <p>【令和3年3月末時点回答】</p> <p>3 令和2年11月18日 <u>すずらん町内会、砂利採取事業者、認可権者である北海道、苫小牧市が参加し意見交換会が実施されました。</u></p> <p><u>今後の砂利採取事業計画につきましては、町内会より集会での周知を要望されており、砂利採取事業者に、住民説明会を実施するよう求めてまいります。</u></p> <p>(道路維持課)</p>	B	
	環	8	<p>【飼い犬の散歩と糞の始末】 明德四丁目町内会</p> <p>一昨年から毎日のように大型犬を連れて、当団地内を道路を散歩に来る人が居て、朝決まった場所に到着し、脱糞させ終わったら褒美の餌を与えたのち、ビニール袋で糞を掴み取り、それを、いつものように草原に放り投げて帰路につきます。昨年立てて頂いた「犬や猫の糞尿禁止」の看板のすぐそばです。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p>【令和3年3月末時点回答】</p> <p>対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p><u>後日、町内会長様と協議の上、市営住宅敷地内の注意看板を、より強く警告する内容のものに変更しております。</u></p>	B B	環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	9	<p>【飼い犬の散歩と糞の始末(その2)】 明德四丁目町内会</p> <p>決まったように、大型犬を連れて来て決まった場所の道路際に放糞させ、それを拾うことなく立ち去って行くのを見ます。</p> <p>他にも犬を連れて散歩者がいますが、近隣の町内から来ていると思われるので、各町内会で、この事例を発表して、注意を促してほしいと思います。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苦小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苦小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p>後日、町内会長様と協議の上、市営住宅敷地内の注意看板を、より強く警告する内容のものに変更しております。</p>	B	環境衛生部 環境生活課
					B	

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
	環	10	<p>【エキノコックス感染予防のためのキツネ対策のお願い】 船見町港北町内会</p> <p>6月6日(土)の北海道新聞夕刊一面にエキノコックス感染症が特集されていました。6月18日現在船見町では5頭以上のキツネが生息しているのが確認されています。北海道に生息するキタキツネはエキノコックスと言う寄生虫を媒介する動物です。苫小牧保健所管内(苫小牧・白老・安平・鶴川・厚真)で平成にはゼロ人でしたエキノコックス症の患者が昨年3名発生しました。キツネのエキノコックスの感染率は2018年で43%です。現在船見町で確認されているキツネは5頭ですので少なくとも2頭は感染している可能性があります。公園などでキツネの糞がたくさん確認され人に感染する可能性は非常に高いと思われますが、市に相談すると動物保護法で捕獲はできない、駆虫剤(ベイト)投与をしてほしいと話を向けても、「投与してもキツネが感染したネズミを食べると再感染する。またキツネがなついで、かえって危険性が増す」と消極的な答えが返ってきます。苫小牧保健所に確認するとベイトは一ヵ月一度位なら問題なく投与出来るそうです。エキノコックスは5年～10年と潜伏期が長い感染症です。10年後にエキノコックス症が発生したら、市の責任が問われないとは言えないと思います。キツネの捕獲が難しいなら、自然動物と共存するために感染予防のためキツネにベイト投与をしていただけるようお願いいたします。</p>	<p>市街地に出没するキツネ対策につきましては、キツネが市街地に出没する原因を特定し、原因を除去することが重要と考えております。</p> <p>御要望の船見町に出没しているキツネにつきましては、何度か職員が、現地調査を実施しております。キツネが寄り付く原因の特定には至っておりませんが、キツネが通り道として使っている可能性のある場所が数か所見つかっておりますことから、その周辺にエキノコックス対策として駆虫薬の散布等、対応について検討してまいります。</p> <p>なお、エキノコックスが寄生したキツネの糞と一緒に排出されるエキノコックスの卵が口に入ると感染する危険がありますが、卵は、熱や乾燥に弱く、仮に糞から卵が空気中に舞うような状態では感染性はないことから、キツネに触らないことや、外から帰ったら必ず手を洗うことで感染を予防することができます。</p>	B	環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
★	環 都	11 56	<p>【北光町未来の森公園への鹿よけ対策】 北光町町内会</p> <p>北光町未来の森公園に鹿が出没しています。公園に付属している市民農園では、周囲に網を張り巡らし食害を防いでいます。鹿は日中でもたまに見かけるようになりまし。公園は多くの住民の憩いの場で、小さな子どもさんも遊んでいます。住民と鹿との接触も予想されます。鹿が危害を及ぼすことは考えにくいのですが、万が一に備えて鹿よけ対策をお願いします。</p> <p>注意喚起用看板設置「鹿出没注意」、忌避剤設置、監視カメラ設置による把握等。監視カメラは不審者対策にも効果があるものと思われまし。</p>	<p>北光町未来の森公園の鹿よけ対策につきましては、御提案頂きました対策を含め、どのような対策ができるのかを、関係部署と連携し検討してまいります。</p> <p>また、注意喚起看板につきましては、できるだけ早く設置させていただきます。</p>	B	<p>都市建設部 緑地公園課</p> <p>環境衛生部 環境生活課</p>

【福祉部】

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	福	1	<p>【民生委員のサポーターの制度の検討のお願い】 住吉泉町内会</p> <p>民生委員の人選には毎回苦勞しているところです。70才までお仕事をされている方が増える中、町内会役員・民生委員を探すのは一苦勞です。</p> <p>若い世代にお手伝いをして頂きたくても今のままでは負担が大きく依頼する方も無理ではないかと感じます。</p> <p>千葉県千葉市には民生委員協力委員制度という制度があり民生委員さんと協力して活動する仕組みになっています。これであれば少しは若い世代にも受け入れられ、民生委員さんの次期候補としても人選しやすく感じます。</p> <p>この制度が千葉市でどれだけの成果を上げているかはわかりませんし、民生委員を探すのに苦勞していて協力委員も探せるのかはわかりません。</p> <p>現職民生さん・退任された方々のご意見を頂いてご検討をお願いします。</p>	<p>民生委員のサポーター制度につきましては、民生委員の活動負担軽減を目的として、千葉県千葉市の他、導入している自治体が複数ございます。千葉市では令和元年度の一斉改選において、定数に対して2.6%程度の方がサポーターから民生委員として委嘱を受けております。サポーターの実態としては民生委員の御家族や退任者の方も多く、今後、制度の課題についても洗い出しを行っていく必要があると伺っております。</p> <p>苫小牧市民生委員児童委員協議会からも、サポーター制度のメリット、デメリットを把握する必要があるとの御意見を頂いており、市としましても制度導入都市の状況も含め、民生委員の担い手の確保につながるような事例の調査研究に努めてまいります。今後も町内会、苫小牧児協の御意見を伺いながら、様々な角度から民生委員の確保の方策について検討してまいりたいと考えております。</p>	C	福祉部 総合福祉課

【産業経済部】

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	産	1	<p>【勇払前浜整備を①】 勇払自治会</p> <p>「苫小牧砂浜利用促進会議」が発足し民間レベルで検討が始められましたが行政の支援を願いたい。</p>	<p>砂浜の利活用については、地域の魅力向上が期待され、活性化に寄与するものと思われます。まずは、「苫小牧砂浜利用促進会議」や苫小牧港管理組合などの関係者と議論を深めていく必要があるものと考えておりますので、御理解願います。</p>	C	産業経済部 港湾・企業振興課
	産	2	<p>【勇払前浜整備を②】 勇払自治会</p> <p>勇払前浜でキャンプ・釣りなどでの利用者がごみ等を投棄していくのでその対策を。</p>	<p>海岸へのごみ等の不法投棄については、看板設置による注意喚起等の対策を行っているところですが、定期的な巡回による対応も含めて、苫小牧港管理組合と引き続き対策を行っていききたいと思います。</p>	B	産業経済部 港湾・企業振興課
★	産 総合	3 4	<p>【勇払地区人口減少対策】 勇払自治会</p> <p>全市的な問題ですが、行政としての勇払地区の人口増対策案を。通勤の利便性を前面に宣伝を。</p>	<p>市内の人口については、平成25年をピークに減少が続いており、勇払地区についても同様な傾向があります。</p> <p>人口減少の傾向を変えることは難しい課題ではありますが、今後も地域の活性化を図る取組を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>また、市内東部地域にある企業等に対しては、勇払地区の通勤利便性などについて情報提供を行ってまいりたいと考えております。</p>	B	総合政策部 まちづくり推進課 産業経済部 港湾・企業振興課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	産	5	<p>【市街地整備⑤】 勇払自治会</p> <p>勇払防潮林内の遊歩道整備促進。</p>	<p>勇払防潮林内の通路は、直下に埋設されている下水道管の管内清掃(浚渫)作業や緊急点検などの作業車両通路として設けているものですが、作業に支障が出ない範囲において一般利用を可能としているところでございます。</p> <p>通路を散歩等で利用することは、市民の健康増進につながるものと認識しているところでございますので、現状において利用しやすい環境を整えるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。一方、防潮林を含む通路は、地域住民の防災等に関連する施設であることや財政上の課題もあることから、遊歩道として整備するには慎重に考えていく必要があると認識しているところでございます。</p>	C	産業経済部 港湾・企業振興課
	産	6	<p>【街の特性化についての一提案(トラックばん馬)】 美光町内会</p> <p>苫小牧市の街の特性化についての一提案として、トラックの重量物引き競争は、どうでしょうか。 例えれば、ばん馬競馬如きであり、北海道の輸送の三角地帯(港・空港・大消費札幌)として、トラックが多くある。そこで考えられることはドライバーも多いと推定される。これに特化した行事として思いました。使用するトラックは20年30年落ちの廃車直前の車とする。重量物を引っ張ることなので、危険性が低く、小高い丘と広い土地があればよく、娯楽性としては費用対効果も良いと考えられる。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御提案いただきました行事につきましては、交流人口の増加による地域経済の活性化を図るための官民連携組織である「ビジット苫小牧観光会議」において、今後の観光振興に活かせるか意見を伺いたいと考えております。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>令和3年2月15日に開催いたしました「ビジット苫小牧観光会議」において、各団体と意見交換を実施したところ、開催会場の検討や安全性に懸念があり、現時点での開催が難しいと御意見をいただきました。</u></p>	C C	産業経済部 観光振興課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	産	7	<p>【プレミアム商品券購入調整について】 新中野町内会</p> <p>苫小牧市は3日、新型コロナウイルス流行に伴う地域経済の一環で発行するプレミアム付き商品券について、購入申請が殺到したため、購入上限を「6冊から2冊に減らす方針」だと民報に載っていました。地域経済対策の一環としてプレミアム商品券の販売を聞いたときに、町民からいろいろな話を聞きました。「テレビが古くて小さいから取り換えよう」とか「この際冷蔵庫を取り換えよう」と近所の電気店と相談しているとか、もう発注したという話を聞いております。確かに10万冊を超えたら上限を調整しますという話はありませんでしたが、1～2割減りますというのなら分かりますが、7割弱が減ってしまうのは理解できません。計画の段階で、このような事態を予想できなかったのでしょうか。せつかく地域経済対策として打ち出したのですから、新型コロナウイルスの補正予算を組んでもプレミアム商品券を販売してはいかがですか。</p>	<p>私どもといたしましては、平成27年度に実施しているプレミアム付商品券事業での販売冊数を参考としたほか、給付型の発行冊数を考慮し、発行冊数及び上限冊数の設定をさせていただきます。</p> <p>また、購入希望どおり全て、購入希望の半分など、増刷等のシミュレーションを行ってきました。</p> <p>商品券の印刷が特殊(偽造防止)印刷であるため、商品券の印刷に、1か月半の時間を要し、商品券を増刷印刷した場合、販売が11月以降となってしまう、決定通知を2回送付することとなります。そのことで申請された市民の皆様に混乱を招きかねない懸念もありますので、当初どおり各10万冊が希望された方に購入できるよう調整をしたところでございます。</p> <p>本年度のプレミアム付商品券事業に期待し、応募いただいた市民の皆様の希望に添えなかったことは大変申し訳なく思っております。</p>	B	産業経済部 緊急経済対策給付金室

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
			<p>(前ページより)</p> <p>こうした中で、事業者が戸別説明の際、数年後には、現在の採取現場よりも更に住宅地との境界に最も近い区域(住宅地から距離にして約十数メートルと思われる)での採取事業についても、慎重に計画中との話も出され、今まで以上に日常生活に対する大きな不安を抱え、中止を求める声も大きくなっております。</p> <p>また、事業者による住民への戸別説明した中で、数年以内には、「もえぎ町内会」側でも採取事業を行う計画中であることの話もありました。</p> <p>市の環境保全課等では、住民からの相談を受け、騒音測定などを行ったりしましたが、基準値を超えることはなく、また、防音のために塀を高く設置させるなどの指導を行ったと聞いております。</p> <p>同事業は許可を得て行っている事業であり、町内会としては、中止を求めることができる法的根拠を見出すことができないため、中止を求める住民への説明もできず、事業者に対し、住民の声を届け、事業者による対応を求めるにとどまっております。</p> <p>そこで、次の点について、市の担当部署の御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>1 一般住宅地に隣接する「市街化調整区域」での数年にわたる砂利採取事業等の適否について</p> <p>2 「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」第2条に定める周辺住民に対する採取計画の概要についての「周知」とは、「単に知らせる」ことなのか、「同意」・「了承」までを求めているのか</p> <p>3 事業者による地域住民への住民説明会の実施について</p> <p>4 事業に伴う「騒音」・「振動」・「砂塵飛散」の防止として、事業者が講じている以外にどのような方策があるのか</p> <p>5 市又は道による事業者への「騒音」等に対する行政指導等の有無及びその在り方について</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>4 本砂利採取場につきましては、これまでも地域住民から騒音や振動に関する相談を受けております。その都度北海道と協議し、内容を事業者に伝え、状況に応じた騒音・振動の防止措置が講じられています。今後も、地域住民から相談があった場合には、その状況に応じた有効な対策が講じられるよう関係者と協議し、事業者に対応を求めてまいります。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>5 砂利採取につきましては、北海道の認可案件となります。「北海道砂利採取計画の許可に関する条例」に基づき、知事が必要と認めた場合には、事業者は申請前に住民周知等の対応を行うことと規定されております。また、事業者から砂利採取の申請書が北海道に提出された際、市に対して事前協議の照会があります。</p> <p>市としましては、騒音・振動について慎重に対策の検討を行った上で着手すること。また、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は、誠意をもって対応すること。などの意見を付して対応しております。また、これまでも、騒音等に関して地域住民の方から市に御相談いただいております。その際市では、南側の住宅地境界付近に騒音・振動測定器を設置し、事業者には住宅地における環境基準値以下とするよう協力を求め、「作業方法などの改善」、「作業時間の変更」、「機械等の改善」、「防音壁の設置」などの対策について理解を得、対応してきております。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>6 砂利採取に伴う騒音等の相談窓口につきましては、砂利採取認可を所管している北海道が主となります。なお、苫小牧市の行政区域内の騒音に関する相談は、市環境保全課でもお受けいたします。対応につきましては、北海道と協議し進めてまいります。</p> <p>(環境保全課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
			<p>(前ページより)</p> <p>6 事業に伴う「騒音」等に対する相談窓口が「道」又は「市」のどちらになるのか</p> <p>7 住民が不安視している掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」についての市としての認識の有無及び現状確認</p> <p>8 本事業を行うに当たって、事業者が土地の所有者と交渉し、了承を得た上、事業計画を道に申請しているが、事業による騒音等を理由に地域住民が土地所有者に対し、了承等取り消しを求めることが可能なのかどうか</p> <p>9 事業所入口に掲げられている、次の標識の意味するところについて</p> <p>○苫小牧市自然環境保全条例 開発行為許可標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 着手 平成27年6月7日 完了 令和3年3月31日 ・開発行為種別 樹木の伐採及び伐根 	<p>(前ページより)</p> <p>7 本現場においては、表土掘削時や砂利採取後の埋戻し作業の際に、水位が上昇してしまう最小限の量だけ川に排水していますが、取水目的で地下水を大量に汲み上げていないことから、地下水位への影響はないものと考えております。なお、北海道の条例で災害の防止に関する規定がございますので、相談などがあった場合には北海道と協議を行い対応してまいります。 (環境保全課)</p> <p>8 認可権者の北海道から「土地所有者と地域住民の交渉に関しては、コメントする立場にない。」と伺っております。 市としましては、これまでの採取事業において騒音や振動の発生により、周辺住民からの苦情や意見が寄せられた経緯があり、周辺地域への環境影響や周辺住民に不安を与えないよう、今後におきましても事前の説明及び対策が確実に実行されることを、北海道に強く求めてまいります。 (道路維持課)</p> <p>9 苫小牧市自然環境保全条例は、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として制定された条例となっております。 当該標識につきましては、この条例に基づく開発行為の許可を市から受けていることを示すもので、樹木の伐採及び伐根等を伴う開発行為に対しては、緑地の保護や回復に必要な措置をとることを条件に許可しております。 (環境生活課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>E</p>	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
				(前ページより) 【令和3年3月末時点回答】 3 令和2年11月18日 すずらん町内会、砂利採取事業者、認可権者である北海道、苫小牧市が参加し意見交換会が実施されました。 今後の砂利採取事業計画につきましては、町内会より集会以での周知を要望されており、砂利採取事業者に、住民説明会を実施するよう求めてまいります。 (道路維持課)	B	
	都	4	【歩道・公園・駅南・トンネル両サイド・国道234号線両サイドの除草(継続)】 沼ノ端中央町内会 特に駅周辺・国道234号線下トンネル両サイドの雑草が繁茂し、右左折時の安全確認や歩行の妨害、また、景観も損ねている。表記箇所の定期的な除草の徹底を引き続きお願いしたい。	御要望箇所の除草は、定期的実施するよう努めておりますが、天候などの影響により作業が遅れており、皆様に御不便をお掛けしておりましたが、8月上旬に作業は終了しております。 引き続き、現状を調査し適切な時期に除草を行うよう努めてまいりますので、お気づきの点がございましたら、道路管理事務所(73-5000)へ御連絡くださいますようお願いいたします。	B	都市建設部 道路維持課
	都	5	【沼ノ端歩道橋と周辺歩道の改修(継続)】 沼ノ端中央町内会 防犯上・美観上から沼ノ端歩道橋の改修工事と、年々増加する大型車両から児童を守るためにも沼ノ端小学校校門前までのガードレールの設置について、ご検討いただいているようですが早急な対応を引き続きお願いしたい。	【ミーティング開催時回答】 道路を管理する胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所から、「沼ノ端の横断歩道橋は、他の歩道橋を含め補修を計画しています。また、ガードレールの設置につきましても、通学路の交通安全対策として、苫小牧出張所管内全体で、設置に向け計画しています。」との回答を頂いております。市としても、引き続き地域の声が届くよう要望してまいります。 【令和3年3月末時点回答】 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所から、「横断歩道橋は、令和2年度から数年かけて、補修を行います。」と伺っております。	B B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	8	<p>【通学路横断歩道の水たまり解消のお願い】 美光町内会</p> <p>主題の横断歩道(手押し信号)は毎日大勢の美園小学校児童が自転車の通過待ちで待機する場所です。また、町内会役員の児童見守りのための立哨位置でもあります。(通年活動)</p> <p>雨天時の水しぶき、真冬の凍結では児童共々毎回大変難儀しております。</p> <p>部分手直しではなく、撥水材料等の使用や雨水が付近の排水溝にスムーズに流下する構造を検討改修されることを切にお願いするものです。なお、通学時間帯の自動車往来数は毎日約140台/30分であります。</p> <p>場所①:美園小正門前バス通りの西側の南側横断歩道 場所②:美園小正門前バス通りの東側の南側横断歩道</p>	御要望の美園町9号線につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	9	<p>【町内の一部生活道路の改修願い】 美光町内会</p> <p>町内全域のパトロール結果、下記地区生活道路の改修優先度が一番高い状況につき、現場の状況を確認の上、改修計画に組み込んでいただきたく、お願いするものです。</p> <p>住所及び場所:美園町2丁目の2番と5番の間を走る生活道路。東側から約100mの間。 状況:小さな補修や部分改修が繰り返された結果、凹凸が非常に激しい状況になっている。 備考:この道路の西側数十mは既に改修されており正常な状況になっています。</p>	御要望の泉美園1条線につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	10	<p>【道路の白線引きについて】 美光町内会</p> <p>脇道路の白線が消えている(美園町全般)。中央線、停止線等。 書き直しの予定は？並段の管理はどう行うことになっているか？ ※優先道路がどちらか(交差点)分からない所がある。 ⇒事故の危険性大。 書き直しの際、このことが分かるように”考えて”線を入れてほしい。</p>	<p>区画線の引き直しにつきましては、現地調査や全市的に頂く御要望の中から優先順位を決め、順次対応を行っております。</p> <p>また、停止線につきましては、公安委員会の所管となっておりますが、危険個所など町内会の御意見を伺い、関係機関と協議を行いながら対応を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	11	<p>【小学生のバリアフリー】 美光町内会</p> <p>信号機付横断歩道に設置されているガードレールのカラー化。</p> <p>期待される効果 ・ガードレールのカラー化によって信号機の設置されている場所の発見が、背の低い小学生の目線の位置を考えた場合、高い位置にある信号機より早く見やすいのではないか。 ・信号を待つ間、ガードレールのカラー化、イエロー、オレンジ等の明るいカラフルな色を用いたほうが、気持ちがリラックスする効果が期待できる。 ・ドライバーが、ガードレールのカラー化によって横断歩道の早期発見と車のスピード低下の可能性が期待できる。</p>	<p>御要望の、ガードレールのカラー化につきましては、景観と安全性に配慮しながら、関係機関と協議を行い検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	12	<p>【除雪対策について(昨年同様の要望を継続する)】 日の出三光町内会</p> <p>(1) 除雪車で除雪をした雪を交差点に堆積をされることで、交差点での見通しが悪く車両の接触事故も発生しており交差点に雪を堆積しないしてほしい。また、交差点内に堆雪する箇所は毎年度同一の箇所であり、リスト化し早急に排雪していただきたい。</p> <p>(2) 生活道路の除雪につきましては、これまでも除雪担当事業者の方々のご努力をいただいているところでありますが、特に生活道路の除雪につきまして通行車両が交差できる等丁寧な除雪を要望いたします。 また、通学路の除雪につきましては、子供たちの通学時間前に丁寧な除雪を行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 (1) 本市の除雪は、かき分け除雪(雪を道路の左右にかき分ける方式)を採用し、車両や歩行者の通行の確保を最優先として行っております。 このため、御自宅の前の路肩や歩道などに雪が残ってしまいますが、極力皆様の御不便とならないよう、除雪機械で交差点の角や公園の周囲、空地などに運び堆雪している状況です。 また、堆積箇所につきましては、道路パトロールなどにより現地を確認し、雪山が高くなり、見通しが悪いなど通行に支障のある場合には、高さを削り落としたり、排雪を行うなど速やかな対応に心掛けてまいります。</p> <p>(2) 生活道路の除雪につきましては、かき分け除雪を行っているため、道路幅員によっては冬季間の道幅が狭くなることを御了承願います。 御指摘の件につきましては、各地区の除雪担当者を集めた「ブロック会議」において、丁寧な除雪を心掛け、通学時間前に完了するよう指導しております。 また、昨年度から、除雪車運行管理システムを導入し、除雪車の作業位置と進捗状況をリアルタイムで管理できるようになったことから、除雪車の追加配置など、より効率的な除雪作業ができるよう努めてまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 (2) <u>令和2年11月に行った「ブロック会議」において、昨年度に引き続き、再度地区業者に周知徹底を行いました。</u></p>	B	都市建設部 道路維持課
					B	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	13	<p>【道路整備について】 植苗町内会連合会</p> <p>下記の道路の整備をお願いいたします。</p> <p>・市道植苗停車場道線から石黒宅(植苗93-18)前のY字路まで</p>	御要望の道路整備につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	14	<p>【車道及び歩道の地下埋設管の敷設工事について(新規)】 ときわ町内会</p> <p>最近、町内では新築住宅の建設が進み、新たに地下埋設管の敷設工事や、既に埋設されているガス管等の延長工事が行われています。しかし、掘削する際には車道の一部だけを掘り返し補修するため、凸凹な状況となっています(例えば、ときわ中央通4丁目側では、約200m)。また、歩道においても同様に一部分を補修するため凍上等でさらに凸凹となる恐れがあります。地下埋設管の敷設工事の際には、車道であれば片側一車線、歩道であれば前面の復旧工事を行うなど交通安全の視点から改善を要望いたします。</p>	<p>地下埋設管敷設工事の舗装復旧につきましては、各占有物件により復旧幅が異なり、歩道の幅員によっては、全面復旧を行わせている場合があります。</p> <p>御指摘の、ときわ中央線の4丁目側につきましては、現在、仮復旧の状況であり、後日、本復旧を予定しており、縦断的な凹凸も含めて解消されます。</p> <p>舗装復旧工事につきましては、御要望の内容も含め、通行の支障とならないよう対応を検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	15	<p>【生活道路の舗装について】 柏木町町内会</p> <p>町内会の生活道路について、凹凸、ひび割れが大きく水たまりができ車の走行等に障害があります。冬季は凍結により事故の原因にもなりかねません。つきましては下記の道路舗装をお願い致します。</p> <p>1) 柏木町3丁目1番地と2番地の間から始まる南北通り 2) 柏木町1丁目15番地と23番地の間から始まる南北通り</p>	<p>町内会から、御要望のありました柏木1丁目5条線は、7月中旬に完了しており、1) 柏木3丁目2号線、2) 柏木東1号線の生活道路につきましては、今後も現地調査を基に、町内会の御意見を伺いながら改修を進めてまいります。</p> <p>それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	16	<p>【歩道凹凸部分の補修について】 柏木町町内会</p> <p>町内の歩道について未整備の所の凹凸が大きくなって高齢者の歩行や自転車利用者に障害となって転倒などでケガをするという苦情があります。つきましては下記歩道の補修をお願い致します。</p> <p>1) 柏木町1丁目15番地と23番地の間から始まる南北通りの歩道です。 2) 柏木町1丁目公園通り両側歩道…公園で遊ぶ子供たちが多く通る歩道です。 3) 柏木町6丁目1番地から宮の森町までの西通り歩道…高齢者施設などのある歩道です。 4) 柏木町6丁目公園から中央通りまでの両側歩道…通学路及び公園で遊ぶ子供たちが多く通る歩道です。</p>	<p>1) 柏木東1号線、2) 4) 柏木東2号線、3) 糸井西通りの歩道につきましては、今後も現地調査を基に、町内会の御意見を伺いながら改修を進めてまいりたいと考えております。 それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	19	<p>【歩道及び置石、ポール等の廻りの草取り】 大町寿町内会</p> <p>大町、寿町、錦町、表町の歩道、縁石、街路樹の根元のグレーチングからの雑草の除去をお願い致します。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望の、大町や錦町など御要望の雑草の除去につきましては、今年も、9～10月に実施する清掃業務と合わせて作業を予定しております。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>雑草の除去は、令和2年10月末に完了しました。</u></p>	A A	都市建設部 道路維持課
	都	20	<p>【除雪のお願い】 大町寿町内会</p> <p>一条通り駅前からはいると両側の歩道1丁目と2丁目間錦町側、除雪車が一度も来た事がない。出来る所の場所まで来てもらいたい。すずらん通り、二条通りも同じです。よろしく願い致します。</p>	御要望の除雪につきましては、これまで地域の方の御協力を頂いてきたところでございますが、今後は、通行の支障とならないよう除雪を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	21	<p>【町内での道路工事について(水道工事・ガス・歩道含む)】 新中野町内会</p> <p>新中野町内会での工事が、水道・ガス・歩道工事等1年間で約10か所弱行われ、そのたびに歩道から3～40cmのみ掘り返される。また、道路を横断する工事では、その部分だけ切り取って工事をします。アスファルト敷設工事で見目はきれいになり新しくなったように見えますが、2年もしないうちにつなぎ目の部分から剥がれ隙間が開き、冬が過ぎると掘り起こされた部分はいたるところで穴が開いています。工事を行ったその部分は道路全面補修にならないのでしょうか。毎年穴を直すのと、予算的にあまり変わらないと思います。年間の予算を考えると、その年に少しずつ行ったのが目立たないのでしょうか。</p>	<p>地下埋設管敷設工事の舗装復旧につきましては、占有者が行っておりますが、舗装復旧後、数年経過し劣化も発生していることから 御要望の道路全面補修などについて、検討してまいります。</p> <p>それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	都	22	<p>【緑跨線橋を降りて若草・新中野交差点の通行区分について】 新中野町内会</p> <p>緑跨線橋を降りて、若草町と新中野町の交差点がありますが現在の通行区分が非常に危険である。若草町から来て新中野町へ直進しようとする道に書いてある標識は、左車道は左折及び直進の矢印、中央側は右折の矢印が書かれています。フジタ産業のところに看板があり、「直進車は、左車線に寄ってください」とありますが、直進しようと中央側を走っている車には見えません。また、車道に書かれている標識も前に信号待ちの車が3台も止まっていれば車の下で見えません。緑跨線橋の架け替え前は、直進車は中央側の車線を走り右折車がいなくなるのを待って直進していたと思います。4車線から2車線に狭まる道路は道交法での決まりはなく、道路に書かれている標識だけで規制するのは難しいと思います。よく通る車はもう分かっていると思いますが、あまり通らない車は当然のごとく、中央側を通り直進していきます。道路の標識が見えなければ、左車線側を走る直進車は、中央側の直進車に「右折車線だろ！」と言ひ、中央側の直進車は「右に寄ってくるな！」と言ひ、間違いに気付いていません。</p> <p>皆さんに分かるように、「通学路ゾーン」の茶色の標識のように、左車線側には左折・直進レーン、中央側には右折専用レーンと、交差点から少し離れたところに書いてくれると目立ち運転手にも分かると思います。それとフジタ産業のところに「直進車は左側に寄って」との看板がありますが、気が付いている人はほとんどいません。もう少し見てもらえる工夫をしてください。</p>	<p>御指摘の通行区分表示につきましては、緑跨線橋の架け替え工事後に看板などを追加設置しましたが、御要望の標識を含め通行区分表示の方法について、関係機関と協議を行いながら、検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
★	都 財	23 3	<p>【団地裏の空き地の対策について】 汐見町町内会</p> <p>団地の裏の空き地ですが、雪投げ用に使用していますが、夜中にダンプカーで捨てて行くのですが雪が落ちないのか何回も後ろの煽りでガタンガタンと雪を落として煩くて寝られない(漁師ですから夜中3時過ぎには漁に行く)。 また、雪が解けて来て、風が吹くと悪臭が鼻を突く、広場が乾燥してきたら土埃がひどく、玄関も、洗濯物も干せません。 H30年において、広場に柵を作って頂いたのですが、今はボロボロになって来ました。壊れると、暴走族がきて夜中じゅう走り回ります。早めに丈夫な柵か、何かを作して下さい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 雪捨て場につきましては、騒音や土埃など、大変、御迷惑をお掛けしております。 今後、雪捨て場の利用時間の制限や、雪解け後の散水やゴミ拾いの回数を増やすなど、改善に向けて検討してまいります。 (道路維持課)</p> <p>柵につきましては、イベント等で使用する際の利便性、防犯上のことや経済性を踏まえて対応したもので、御提案のような柵の設置は難しいと考えておりますが、今後も定期的に巡回し、早めに補修を行うなど、適正な管理に努めてまいります。 (管財課)</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>雪捨て場は、利用制限に関する注意看板を、令和2年11月中旬設置しました。</u> (道路維持課)</p>	B B B	都市建設部 道路維持課 財政部 管財課
	都	24	<p>【団地裏の空き地への防犯灯の設置について】 汐見町町内会</p> <p>広場に防犯灯を付けて下さい(街路灯ではなく)。 団地の人や夜中に漁に出かけたり、魚の網はずしに出かける時に、道路が真っ暗で、また暴走族みたいのが走っています。 急に車が来て危ない思いをしている漁師がたくさんいます。冬になると雪投げの車がたくさん通りますので危険です。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望の照明灯につきましては、町内会の御意見を伺いながら、現地調査し必要性や設置位置も含め検討してまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>照明灯は、令和2年11月上旬に1基設置しました。</u></p>	C A	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
★	都 市民	25 32	<p>【地域の交通安全対策について(継続)】 ウトナイ町内会</p> <p>ウトナイ地区は、小学生の交通死亡事故や、大型バスと自動車の接触事故など、交通事故が後を絶ちません。交通安全対策としては、毎年、信号機の設置を求めています。特に小・中学校の通学路や保育園付近など、児童・生徒の安全確保に向けて早急に信号を設置していただくことを求めます。</p> <p>2018年に国道234号線(中山三ツ星付近)にガードパイプが設置されましたが、小・中学校の通学路になっている第2はくちょう幼稚園付近へのガードパイプ設置を求めます。</p> <p>横断歩道やドット線等が消えているところが多いため、線を引いていただくことを求めます。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 ウトナイ地区の信号機設置については、継続して苫小牧警察署を通じ、北海道公安委員会へ要望しております。</p> <p>信号機や横断歩道の設置については厳しい状況が続いておりますが、要望箇所の一つでありますウトナイ西一条通のウトナイ北7丁目17先交差点の信号機設置につきまして、北海道警察本部による現地調査が実施され、設置に向け前向きな協議がされていると苫小牧警察署より報告を受けているところでございますので、動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>御要望箇所へのガードパイプの設置につきましては、道路管理者であります北海道開発局室蘭開発建設部に要望をしておりますが、「安全が確保されている直線の道路であることから、設置については難しい状況である」と回答を頂いております。</p> <p>市として注意喚起看板を設置したところでございますが、更なる安全対策を含め地域と一体となって継続して要望してまいります。</p> <p>横断歩道の引き直しにつきましては、場所等を確認し、苫小牧警察署へ要望してまいりたいと考えております。</p> <p>また、ドット線の引き直しにつきましては、現地調査や全市的に頂く御要望の中から優先順位を決め、順次対応を行っております。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>令和3年2月12日に、ウトナイ北7丁目17先交差点に定周期式信号機が、設置されました。</u></p>	B	<p>市民生活部 市民生活課</p> <p>都市建設部 道路維持課</p>
					B	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	26	<p>【日新町4丁目糸井北保育園裏遊歩道や公住の草刈り対応】 日新町町内会</p> <p>例年、この周辺区域では、市の計画的な草刈りなどが実施されているが、伸びきった後になり、草刈りが行われるため、大変苦慮している。</p> <p>更に、公住28、29号棟の緑地帯には、大木が植樹されているが、木々の剪定も限界に来ており、伐採できないものか。住民からの要望がありますことから、現地において、適正な管理も含め、今後のあり方を検討していただきたい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>当区域の草刈につきましては、毎年計画的に実施しておりますが、天候などの影響により作業が遅れることなどで早い時期に実施ができないこともございます。適切な時期に草刈りを実施するよう努めてまいります。同時期に広範囲の区域で行うこともあり、御要望にお応えできない場合もありますことをご理解願います。</p> <p>また、公住28号棟・29号棟の緑地帯にある樹木については、29号棟の代表の方と現地確認を行い、伐採の対応を進めております。</p> <p>樹木の管理については、伐採や剪定を含め適正な管理に努め、自治会などからの要望等にも対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】</p> <p>当区域の草刈につきましては、毎年計画的に実施しておりますが、天候などの影響により作業が遅れることなどで早い時期に実施ができないこともございます。適切な時期に草刈りを実施するよう努めてまいります。同時期に広範囲の区域で行うこともあり、御要望にお応えできない場合もありますことをご理解願います。</p> <p>また、公住28号棟・29号棟の緑地帯にある樹木については、29号棟の代表の方と現地確認を行い、<u>令和2年11月に伐採を行いました。</u></p> <p>樹木の管理については、伐採や剪定を含め適正な管理に努め、自治会などからの要望等にも対応してまいりたいと考えております。</p>	B	都市建設部 住宅課 道路維持課
					A	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	27	<p>【北光町1丁目未来の森公園南側道路(JR沿い)積雪時の吹き溜まりについて】 北光町町内会</p> <p>昨年の要望に「冬期降雪時の除雪、排雪について」として、生活道路の除排雪、凹凸道路・凍結道路の解消に努めていただくように、また、通行に支障をきたすようなところはお知らせしますので、速やかな対応をお願いしますと、記させていただきました。道路パトを行い通行に支障のないように努めますとの回答を頂きました。</p> <p>題記部位は、朝夕車の通行量が多いところで、公園側からの北風により市道に雪が吹き寄せられ、吹き溜まりが発生しやすいところです。</p> <p>吹き溜まりに突っ込み難儀している車が見られたとのことです。今年はこの吹き溜まり解消を付け加えさせていただきます。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御指摘の風雪による吹き溜まりにつきましては、本市も認識しており平成27年11月に簡易的な吹き溜まり防止柵を設置し軽減を図りました。</p> <p>現在設置している吹き溜まり防止柵を改良するなど、解消に向け改善策を検討してまいります。引き続き、道路パトロールを行いながら、交通の支障とならないように努めてまいります。お気付きの点がございましたら、道路管理事務所(73-5000)へ御連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>吹き溜まり防止柵は、令和2年12月中旬にネットを二重に張って改良しました。</u></p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	28	<p>【生活道路の安全対策 継続要望－(1)】 北光町町内会</p> <p>今年度は北光町4－5間の南北道路の改修を行っていただきました。ありがとうございます。</p> <p>北光町3丁目生活道路の整備について、昨年要望させていただいたところを列記させていただきます。計画的な改修と併せて整備願います。</p> <p>①北光町3丁目住宅南側バス通り、②同バス通りに付随する北側の歩道、③同バス通りの1本北側の東西道路です。いずれも路面の劣化が進み凹凸が大きくなっています。</p>	<p>今年度は、北光14号線(104m)の整備改修を行っており、今後も、現地調査の結果を基に、路面の劣化を判断して整備改修を図ってまいります。</p> <p>また、劣化による凹凸などにつきましても、通行の支障とならないように適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	33	<p>【沼ノ端小横交差点から勇払川西通りまでの改修(継続)】 沼ノ端中央町内会</p> <p>大東開発(株)の宅地造成による1丁目の人口増加、道道から国道234号線へ入る際の車線減少とコンビニへ出入りする車の増加で、朝夕のラッシュ時には渋滞が長時間続き、横断歩道上や交差点上に留まってしまった車両が見受けられ、歩行者や沼ノ端側から勇払に向かう車両の妨げになり危険が高まっている。待機時のごみの不法投棄にもつながっていることから渋滞緩和の方策を引き続き関係機関に強く要望してほしい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 渋滞緩和の方策につきましては、国道234号の道路管理者である北海道室蘭開発建設部から「国道234号から沼ノ端南企業団地へ右折するT字交差点において、右折専用レーン設置に向けた協議(東開町内会要望)を進めておりますことから、引き続き、渋滞等の交通状況を把握しながら、検討してまいりたい」と伺っております。 市といたしましても、動向等を注視しながら安全で円滑な道路交通が保たれるよう強く要望してまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「今年中に右折専用車線の設置が可能となるよう、進めてまいりたい」と伺っております。 市といたしましても、安全で円滑な道路交通が保たれるよう、設置後の渋滞状況等を注視してまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	34	<p>【明野川改修工事の促進(継続)】 沼ノ端中央町内会</p> <p>日本各地でみられる異常気象から未曾有の豪雨に備えて、沼ノ端地区の雨水対策上、明野川の本改修早期実行を引き続き要望する。</p>	<p>明野川改修工事の促進につきましては、明野川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から「平成26年度に国道36号までの暫定掘削を完了しており、現在は河底に溜まった土砂を取り除く作業や草刈り等の維持管理を定期的に(昨年度は勇払のJR日高線から明野元町付近のJR室蘭本線までの約3kmの区間で実施)行っておりますが、今後の本改修につきましては、下流側の安平川の改修計画との整合を図りながら、引き続き検討してまいりたい」と伺っております。 市といたしましても、本市における重点要望事項として、明野川における早期の本改修を継続して強く要望していくとともに、地域の安全・安心のため、1年でも早く実施していただけるよう、地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	35	<p>【沼ノ端駅南口の再整備(新規)】 沼ノ端中央町内会</p> <p>バス・タクシー等の乗降場としてますます手狭になっている沼ノ端駅南口前。タクシーや運転手との接触事故発生への恐れなど、不安の声が寄せられていることから、駅前の個人所有地を市が買い取り、交通緩和等に適した設計や公園設置など、駅南口の整備を要望する。</p>	<p>沼ノ端駅南口の交通広場は、沼ノ端駅に直結し通勤・通学をはじめ、近隣には飲食店等の商店が立地している沼ノ端鉄南地区の「顔」として、多くの方々に利用されているものと認識しております。</p> <p>再整備につきましては、一般車両の駐車場やタクシーの乗降場が狭隘化しているほか、御要望にございます交通事故及び交通緩和に向けた対策(駐車場確保やバス停留所移設等)を視野に入れ、関係部署や公安委員会との調整協議を行いながら、地域の方々をはじめ多くの道路利用者に喜ばれる沼ノ端駅南口交通広場の在り方や再整備に向けた検討を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	36	<p>【右折専用路線の設置について】 東開町内会</p> <p>臨海北通り(片側3車線)～国道234号線を走行し、南企業団地に入る信号付き交差点に、右折専用路線を設けて頂きたい。</p> <p>企業団地に曲がる車があると、各ドライバーが予測して、左側車線に並ぶため渋滞になっている、右折専用車線を設けて下されば、ホクレンショップ前からの、渋滞は避けられます(今年の3月から6月中頃までコロナの影響で渋滞が少ないが、又朝晩に掛けて渋滞が起きています)。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望の右折専用車線の設置につきましては、国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「昨年度は渋滞状況等の把握のため、交通量調査を行うとともに対策内容の検討を行っており、今年度につきましては、実施に向けて北海道公安委員会と協議を進めてまいりたい」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、安全で円滑な道路交通の確保に向け、引き続き実現可能となるよう、北海道開発局に対し地域の声をお伝えしてまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「今年中に右折専用車線の設置が可能となるよう、進めてまいりたい」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、安全で円滑な道路交通が保たれるよう、設置後の渋滞状況等を注視してまいります。</p>	B B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	37	<p>【自転車道の設置について】 東開町内会</p> <p>この度、自転車の交通法規が改正され自転車も処罰の対象に、苫小牧市としてもところどころで自転車のマーク、白線、色付き自転車道と、設置してありますが、法規の改正に際し市内の歩道・車道の歩道線等自転車の安全走行できるよう(余裕のある各歩道・車道にマーク・白線・色付き自転車道を設けていただけませんか)自転車走行する方々が安心して走行できると思いますので、交通安全上、よろしく願いいたします。</p>	<p>自転車の安全走行につきましては、市街地において幅広な歩道を有する国道や道道、市道の歩道上に、北海道公安委員会が設置する「歩行者自転車通行可(歩行者と自転車の絵柄入り)」の標識が設置されている路線があり、自転車の通行も可能な歩道が多くございます。</p> <p>標識が設置されていない道路において、幅広な歩道が確保できる場合につきましては、白線あるいは路面標示等により、自転車を利用する方々や歩行者にとって安心して利用できる道路環境整備を検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	38	<p>【明野川川底の雑草除去について】 新開明野元町町内会</p> <p>「令和2年7月豪雨」は、日本付近に停滞している梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州や岐阜、長野など西日本と東日本の広範囲で記録的な豪雨となって多くの被害が出ました。台風シーズンを前に災害が発生していることから前例にとられない防災対策の必要性を感じています。明野川改修工事の早期進展が見込めない現状で、大雨時の排水対策として川底の雑草除去を道に強く要望をお願いします。</p>	<p>御要望の河底雑草除去につきましては、明野川を管理する北海道室蘭建設管理部から「近年の豪雨災害等により、河底に堆積した土砂の除去や流木による被害軽減のため、伐木等の必要性を認識しております。</p> <p>平成30年度に明野元町1丁目・2丁目の約1kmの区間を実施するとともに、昨年度においては、勇払のJR日高線から明野元町付近のJR室蘭本線までの約3kmの区間で実施しておりますが、今後におきましても、地域の御要望を踏まえ、定期的な維持管理に努めてまいります」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、地域の安全・安心のため、本市における重点要望事項として、北海道が管理する明野川をはじめとした河川の適切な維持管理を強く要望してまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
★	都 市民	39 39	<p>【大雨時の河川氾濫について】 新中野町内会</p> <p>今までは、大雨時でも堤防が決壊して水が街に流れ込み家が流されている映像をテレビで見っていました。苦小牧の場合、堤防のある河川はなく大雨でも溢れた水が町内に流れてきても大した量にはならないだろうと思っていました。苦小牧市も同じような説明をしていたと思います。しかし、今年の大雨被害をテレビで見ていると九州地区の洪水は、河川の氾濫で街が飲み込まれています。つゆがないと言われている北海道ですが、年々温暖化が進み2～3年後には北海道にも梅雨入りの報道が流れ、線状降水帯とか台風が毎年やってくるという状態になるのではないのでしょうか。もし苦小牧で、1時間に100ミリの雨とか、半日で200ミリの雨が降ったとしたら、それが続いたとしたら、樽前山から流れてくる水はどこに行くでしょう。</p> <p>苦小牧川を始めとする河川は全て2級河川で苦小牧市の管理だと思しますので、前記のような大雨が降ったときは、最悪どの位の氾濫が起きるのか知らせてほしい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望にあります苦小牧川をはじめとする二級河川は北海道が管理している河川となっており、その他の比較的の小規模な河川(準用河川・普通河川)については、本市で管理している河川でございます。</p> <p>大雨時における氾濫の規模につきまして、近年、本市では平成25年に1時間当たり90mm、翌年の平成26年は1時間当たり100mmの大雨を経験しましたが、市街地を流れる河川は氾濫せずに、雨水を海まで流すことができいております。御質問にあります九州地区のような豪雨が降った場合におきましては、河川の造り方(構造)や地形などによる違いのほか、1時間当たりの雨量や24時間当たりの雨量など、同じ条件で再現しないと明確なことは申し上げられませんが、近年の降雨データなどを活用し、これからの治水対策に活かすべく、更なる調査・研究に努めてまいります。</p> <p>また、氾濫範囲については、法で周知が義務付けられている苦小牧川、勇払川、安平川を対象に、50年に1度程度の降雨を想定した洪水ハザードマップを市が作成し、防災ハンドブックに掲載の上全戸配布し周知を図ってまいりました。</p> <p>しかし、近年頻発する豪雨災害を踏まえ、北海道が3河川の浸水想定を見直し、50年降雨とあわせて最大規模の降雨(1000年に1度程度)の浸水想定区域図を公表したため、市におきましても、新たな浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップを今年度中に作成し、改めて周知を図ってまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>今年度改訂作業を行い、年度末に全戸配布による周知を行っております。</u></p>	A	市民生活部 危機管理室 都市建設部 道路河川課
					A	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	40	<p>【市街地整備③】 勇払自治会</p> <p>勇払橋架け替え工事の早期実現を要望します。</p>	<p>勇払橋につきましては、北海道が管理する二級河川安平川の河川改修計画に基づく形状で架け替える必要があり、現在、建設中の河道内調整地をはじめ、河口部における河道拡幅や築堤整備を実施することとされております。</p> <p>このため、勇払橋の架け替えには、この河川改修計画との整合性や事業化のタイミングを図る必要がありますので、今後におきましても、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部と協議を行いながら、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、現状の対策といたしましては、平成25年度に耐震補強や補修等を実施したほか、平成29年度に詳細点検を実施し、橋の機能に支障は生じていない事を確認しておりますが、今後におきましても、日常の定期点検を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	41	<p>【市街地整備④】 勇払自治会</p> <p>安平川河口閉塞防止の早期本改修工事を要望します。</p>	<p>安平川の河口閉塞防止対策につきましては、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から、「河口の閉塞対策として、平成30年度から約10,000㎡の掘削を年1回以上実施しており、平成29年9月を最後に河口閉塞が発生しておりませんが、水位計の確認はもとより、現地パトロールを行いながら、引き続き状況に応じ緊急掘削を行ってまいります。」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、地域の安全・安心のため、本市における重点要望事項として、河道内調整地をはじめとした安平川における早期の本改修を継続して要望してまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	44	<p>【公園の名称変更について】 錦西町内会</p> <p>標記の件について昨年度要望し、「(前略)、関係機関などと慎重に検討してまいります。」との回答を得ています。 その後の検討経緯と到達点をご回答ください。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 その後の検討経緯につきましては、公園名と住所が一致しない市内の公園について調査を行ったほか、公園名が変更された場合の課題抽出や、想定される園名板等の改修費用などについて検討しております。 公園の名称変更につきましては、例えばネーミングライツのように愛称として地域の方々に親しまれる公園名とすることも含め、町内会と意見交換をさせていただきながら対応してまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 愛称による公園名の変更について、再度、町内会で御検討していただいた結果、町内会としては、町名の変更に伴って公園名まで変更する必要は無いという結論に至ったと伺っております。</p>	B	都市建設部 緑地公園課
	都	45	<p>【公園使用の見直し(新規)】 沼ノ端中央町内会</p> <p>公園でのボール遊び禁止以降、公園から子供たちの歓声が聞こえなくなり、東屋では小学校高学年の子数名がゲーム機で遊んでいる光景を幾度も見かけた。また、公園の中心部を含め雑草の繁茂がすべての公園で目立っている。 フェンスの設置、使用対象者への時間・曜日の割り振りなどルールを設け、子供たちが思いっきり遊べる環境整備を要望する。</p>	<p>公園の草刈りにつきましては、現状を調査し適切な時期に除草を行うよう努めてまいります。 また、ボール遊びのできる公園につきましては、町内会と御相談させていただきながら、可能性について検討してまいります。</p>	B	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	54	<p>【勇の原公園の整備について(継続)】 ウトナイ町内会</p> <p>ウトナイ地区における地域住民の懇親・交流・憩いの場となる公園整備として、公園予定地である勇の原公園の早期整備を求めます。</p>	<p>勇の原公園の整備につきましては、現在、交付金等の財源確保や整備方針などについて、関係部署と協議を行い検討を進めております。</p> <p>現段階では、整備の時期等についてお示しすることは難しい状況ですが、本公園の整備に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>	B	都市建設部 緑地公園課
	都	55	<p>【二級河川 苫小牧川の柳の木の伐採について】 桜木町町内会</p> <p>苫小牧川の桜木1丁目と啓北1丁目の間にある落差溝下流部(落差溝から海まで)の川中央部の柳の木が8m近くに伸びており、大雨時には災害の恐れがある。数年前にも一度大雨が降り、落差溝下流の川幅全体まで増水したことがあったが、以前にも増して柳の木が大きく育ち、危険なので伐採をお願いしたい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 河道内の樹木につきましては、関係機関と調整を図りながら、定期的に伐採を行い、環境などにも配慮した適正な親水空間の確保に努めてまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 河道内の樹木につきましては、下流から上流に向かって伐採する必要があったことから昨年10月に光洋町・大成町の区間について実施いたしました。 また、桜木町1丁目から啓北町1丁目の区間につきましては、2月に危険木の伐採と倒木の処理を行いました。引き続き来年度以降につきましても継続的に河道の維持管理を行ってまいります。</p>	B A	都市建設部 緑地公園課
★	都 環	56 11	<p>【北光町未来の森公園への鹿よけ対策】 北光町町内会</p> <p>北光町未来の森公園に鹿が出没しています。公園に付属している市民農園では、周囲に網を張り巡らし被害を防いでいます。鹿は日中でもたまに見かけるようになりました。公園は多くの住民の憩いの場で、小さな子どもさんも遊んでいます。住民と鹿との接触も予想されます。鹿が危害を及ぼすことは考えにくいのですが、万が一に備えて鹿よけ対策をお願いします。</p> <p>注意喚起用看板設置「鹿出没注意」、忌避剤設置、監視カメラ設置による把握等。監視カメラは不審者対策にも効果があるものと思われます。</p>	<p>北光町未来の森公園の鹿よけ対策につきましては、御提案頂きました対策を含め、どのような対策ができるのかを、関係部署と連携し検討してまいります。</p> <p>また、注意喚起看板につきましては、できるだけ早く設置させていただきます。</p>	B	都市建設部 緑地公園課 環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	58	<p>【市営住宅建替と再開発要望】 日吉町町内会</p> <p>日吉町・光洋町に所在する市営住宅は、築60年以上経過し老朽化が目立つ状況であり、加えて、入居者数も50%前後で、早期の建替を要望致します。</p> <p>新規物件は、三階建て屋上は陸屋根として「津波災害時」一時避難場所として活用、建物共有部分は、冬の災害避難場所として従来の建物より広く構築要望します。また、現在の建物を三階建てにすることにより、遊休地が生じますので若年者に分譲し地域の住民の過疎化防止を要望致します。</p> <p>当地区は、昭和40年～昭和60年代、移住者が多発し、糸井小学校はマンモス校で1学年6～7クラスが、在校致しておりましたが、現在は1学年1クラスの状況でこの状況が続けば糸井小学校は近い将来廃校の運命です。</p> <p>当地域は、交通アクセスも良く、国道・道道・市道のバス運行・JR糸井駅も近く、糸井小学校・光洋中学校・中央高校・西高校・南高校等、教育機関が近隣に有し、青少年の育成に最適な地域でもあります。</p> <p>当地区の過疎化対策に、早期の行政指導をお願い要望申し上げます。</p>	<p>本年2年3月31日現在、光洋・日吉団地の入居状況は、管理戸数460戸に対して入居世帯318世帯で、入居率は、約69%となっております。</p> <p>光洋・日吉団地の整備につきましては、平成30年3月に策定した「苫小牧市営住宅整備計画」では、令和5年度から令和15年度までに96棟460戸の既存住宅を解体し、令和7年度から令和17年度にかけて民間住宅を活用して、3階以上の住宅を含めた35棟269戸を整備する計画となっております。</p> <p>また、施設の構造や避難場所等としての活用については、今後具体的な検討を進める中で関係部局と協議してまいりたいと考えています。</p> <p>あわせて、市営住宅解体後に生じる遊休地の活用につきましても、土地需要の状況等を踏まえ、関係部局と協議してまいりたいと考えています。</p>	B	都市建設部 住宅課
	都	59	<p>【熱供給体制の令和5年廃止報道について】 日新町町内会</p> <p>当時の政策によって、熱供給が市営住宅に施されて、運用されてきましたが、時代の変化や団地の建て替えにより、廃止を余儀なくされていることは、理解している。</p> <p>特に、町内会区域では、産労住宅や民間マンションも抱えており、具体的な説明はあるにせよ、今後の不安が拡がっている。</p> <p>今後についての方向性や不安解消の説明を行って頂きたい。</p>	<p>熱供給事業者から、「令和5年度を目途に熱供給事業を終了したい。」との方針が示されたところでございますが、今後、産労住宅や民間マンション等の方々と具体的な協議を行うとお聞きしております。</p> <p>なお、市営住宅につきましては、今後、具体的な対応策をお示しできる時点で入居者の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。</p>	B	都市建設部 住宅課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	都	60	<p>【公住30号棟から、市への要望について】 日新町町内会</p> <p>公住30号棟については、当該町内会の第4ブロックに所属し、日頃からの町内会活動に際し、ご尽力いただいている。</p> <p>平成30年4月には、30号棟から市営住宅の退去に関する要望が市に対し発せられているが、明確な改善策や対応状況についての返答がありません。(書面での回答を求めている)</p> <p>居住者の連名による要望書が発せられている重要性をご認識頂き、環境改善のため、改めての市の回答を求めたい。</p>	<p>市営住宅の入居者や自治会からの意見・要望や苦情等につきましては、要望書や苦情届等文書の他、電話や管理人事務所等の窓口においても受付を行っております。</p> <p>提出された要望や苦情に対しては、速やかに対応するとともに、その経過についても丁寧な説明を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 住宅課
	都	61	<p>【日新町町内会館の今後について】 日新町町内会</p> <p>団地の建て替えが進み、令和5年度には、入居までの待機をする仮住まいの移動も落ち着く形となるが、町内会の活動拠点、住宅管理の中核を担う管理室が設置されている当該会館については、建て替えなどの計画はあるのか。</p> <p>熱供給体制も廃止の動きが出始めているなど、今後の会館暖房等についても、どのような方向性を持って臨まれるのか。市の考え方をお示し頂きたい。</p>	<p>当該施設は、市営住宅の共同施設として昭和49年に建設され、現在は指定管理制度のもと施設の運営を日新町町内会にお願いしております。</p> <p>施設の整備予定につきましては、集中暖房から個別暖房化する改修を行うほかは、当面は維持修繕による管理を行い、その後日新建替事業終了後を目途に大規模改修や建替え等を検討してまいりたいと考えております。</p>	C	都市建設部 住宅課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	62	<p>【公営住宅①】 勇払自治会</p> <p>勇払地区の公営住宅は空き家が多数ある。今年度の募集はわずか6件。なぜもっと募集数を増やさないのか。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 市営住宅の募集戸数については、基本的に過去5年間の入居戸数の平均を空き見込数として入居募集しておりますが、空き住戸が生じた場合には、見込数にかかわらず入居していただいております。今後、勇払団地については入居戸数の見込みに加え、空き住戸が多くあることを踏まえた募集をしてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今年度(7月～10月)の勇払団地については、申込みが15件ありましたが、そのうち8件がキャンセルし、6件が入居、1件が今後入居予定となっております。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 市営住宅の募集戸数については、基本的に過去5年間の入居戸数の平均を空き見込数として入居募集しておりますが、空き住戸が生じた場合には、見込数にかかわらず入居していただいております。今後、勇払団地については入居戸数の見込みに加え、空き住戸が多くあることを踏まえた募集をしてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今年度(7月～2月)の勇払団地については、申込みが19件ありましたが、そのうち13件がキャンセルし、6件が入居しております。</p>	A	都市建設部 住宅課
	都	63	<p>【公営住宅②】 勇払自治会</p> <p>空き家が多数になり、共益費の入居者負担が大きくなっているため、空室部分に市の援助を。</p>	<p>現在、建替え事業等に伴い入居者募集を停止している住棟につきましては、当該自治会に対して共用廊下やエレベーター等の電気料金について空き家分の負担をしておりますが、入居募集をしている住棟についても長期にわたり空き家となる分等について負担を検討してまいりたいと考えております。</p>	B	都市建設部 住宅課
	都	64	<p>【公営住宅③】 勇払自治会</p> <p>公住での事故物件への入居募集はどのようにしているのか。</p>	<p>市営住宅において事故等があった物件につきましては、住戸の修繕等に費用がかさむものや火災等により改修ができないものについては、募集を停止しておりますが、その他のものについては、修繕を行い募集しております。</p>	E	都市建設部 住宅課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	都	65	【公営住宅④】 勇払自治会 公住敷地内の街灯をLED化して電灯料負担を減らしてほしい。	【ミーティング開催時回答】 市が設置している市営住宅敷地内の街路灯につきましては、順次LED化を図ってまいります。 【令和3年3月末時点回答】 市が設置している市営住宅敷地内の街路灯につきましては、順次LED化を図ってまいります。 <u>勇払地区の13基については、令和3年1月にLEDに更新しました。</u>	B A	都市建設部 住宅課
	都	66	【公営住宅⑤】 勇払自治会 住宅課と懇談の場を持ったらどうか。	【ミーティング開催時回答】 入居者や自治会からの要望や苦情等につきましては、必要に応じて懇談の場を設けて対応させていただきたいと考えております。 【令和3年3月末時点回答】 入居者や自治会からの要望や苦情等につきましては、必要に応じて懇談の場を設けて対応させていただきたいと考えております。 <u>令和2年11月19日に、各住棟の自治会代表者と町内会役員と懇談会を開催いたしました。</u>	A A	都市建設部 住宅課

【教育部】

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	教	1	<p>【通学する小学校の変更のお願い】 末広町町内会</p> <p>東小学校が今年8月に移転、開校しましたが、校舎のすぐ東側の末広町に住む小学生は、道路を挟んで校舎敷地に隣接していながら通学できず、国道36号線を渡り若草小学校に通学しています。</p> <p>以前から要望しておりますが、東小学校新校舎への通学が始まったのを見ますと、近いことによる安全性、安心感をますます実感します。</p> <p>改めて、末広町在住の小学生の東小学校への通学を希望します。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 苦小牧東小学校の校区については、集団転校による児童の学校生活上の不安や学校経営上の影響のほか、通学路の見直しによる新たな安全対策、PTA役員の再編など、学校、保護者、地域にも一定の負担が生じることもあり、移転に伴う見直しは行わないこととしておりました。</p> <p>今後、上記の課題や保護者、地域の要望も踏まえ、具体的な検討をまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 苦小牧東小学校の校区については、集団転校による児童の学校生活上の不安や学校経営上の影響のほか、通学路の見直しによる新たな安全対策、PTA役員の再編など、学校、保護者、地域にも一定の負担が生じることもあり、移転に伴う見直しは行わないこととしておりました。</p> <p><u>しかし保護者や地域からの要望や、通学路の安全面などから校区見直しは必要と考え、校区変更に向け学校等と調整しています。</u></p> <p><u>今後の校区については、令和3年4月以降に末広町町内会の皆様に御報告する予定です。</u></p>	C	教育部 総務企画課
★	教 都	2 49	<p>【緑小学校校舎改築に伴う交通安全対策について】 日の出三光町内会</p> <p>緑小学校の改築工事は令和元年7月校舎、体育館が完成し2学期から児童の皆さんが教育環境の整った新校舎に通う姿は地域のとりましても喜びであります。</p> <p>令和2年度はグラウンド整備が進行しており引き続き歩行者・通行車両の交通安全対策には万全を期していただきますよう要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 今年度はグラウンドの整備を行っておりますが、これまで同様、歩行者・通行車両の交通安全対策に万全を期してまいります。</p> <p>工事は10月末までかかる見込みですので、引き続き、地域の皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>グラウンドの整備工事は、10月29日に完了いたしました。地域の皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。</u></p>	B A	教育部 施設課 都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	教	3	<p>【拓進小学校グラウンドフェンスについて】 拓勇西町内会</p> <p>グラウンドで子供たちがボールで遊んでいる際にフェンスを越えてくることがある。 道路で危険であり、家につかる。車が傷つく被害も出ている(石が飛ぶケースもあり)。 フェンスを高くしたり、網目を細かくするようお願いしたい。</p>	<p>拓進小学校のグラウンドフェンスにつきましては、高さ5mとなっており、他校と比べても比較的高いフェンスとなっています。</p> <p>市内の小学校にはフェンスが設置されていない学校もあり、優先度を考えましても現段階でさらにフェンスを高くすることは難しいことから、グラウンドを使用する児童や団体に対して、これまで以上に注意喚起を行っていきたいと思います。</p> <p>グラウンドの石の問題につきましては、改めて状況を確認し今後どのような対応が可能か検討したいと思います。</p>	C	教育部 施設課

【上下水道部】

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	上	1	<p>【停電時の水の供給について】 桜坂町町内会</p> <p>胆振東部地震の際、北海道全体がブラックアウトしました。 その際、当桜坂町では、停電＝水の供給が止まる。断水する。との噂が流れました。しかし、夜が明けて町民の皆様が断水準備をしているさなか、市の担当者が来られてポンプを速やかに作動させていただき、断水にならずにすみしました。本当にありがとうございました。</p> <p>本題ですが、再度、大きな地震、大雨、洪水等の自然災害が発生した場合、また、停電になるでしょうか。その時も市の担当者が来られてポンプを稼働させていただけるのでしょうか。ライフラインが止まったときも来られるのでしょうか。</p> <p>桜坂町、坂の下のポンプ場の下には大きなタンクがあり、他の地域へも供給している。とも聞いています。その重要な役割を果たしているポンプ場。市の担当者が来れない災害が発生。との状況を想定して近隣のどなたかがポンプを稼働させる。との訓練も必要なのではないのでしょうか。</p> <p>市として、停電＝人海による稼働マニュアルはあると思いますが一考してください。</p>	<p>桜坂町のポンプ場には非常用発電機が備え付けられております。自然災害等により施設が停電した場合においても、自動的に発電機とポンプが運転し、水道水が町内に送られる仕組みになっております。また、各種警報装置も備わっており、24時間、施設の異常が通報される施設になっております。</p> <p>市としましては、このような自動化された無人施設においても、地震や停電等が発生した際には必ず目視点検を実施いたします。また普段から、夜間休日の場合、施設に異常が発生した際には、近隣に居住している市の職員が直接、現地へ向かう体制を整えており、地震等により車での移動が困難な場合でも、徒歩で現地に向かい対応いたします。</p> <p>なお、桜坂町にあるポンプ場の配水地域は当町のみとなっております。</p>	A	上下水道部 水道管理課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度、情勢等の新設、改正等を要するもの ・予算措置を要するもの ・行政組織、各種団体等の連絡、調整等を要するもの (2) 国、道等の事務事業に係るもので、実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 市の行政にはなじまないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他上記に類するもの
その他	E	反映区分の選択になじまないもの